藤原定家による仮名文書記システムの改新

加　藤　良　徳

キーワード：藤原定家，仮名文書記システム，改新，連綿，異体文字遣

要　旨

藤原定家以前の仮名文書記史について，「システムの変遷」という視点から考察した。「システムの変遷」の面から見ると，定家と定家以前とでは大きな違いが認められる。定家以前には「文節」を示すために連綿を使っていたのを，定家が連綿と「異体文字遣」とによって示す方式に「改新」した点である。定家による仮名文書記システム「改新」の目的を，書記システム内，およびシステム外的条件を洗い出すなかで明らかにした。

当時の歌壇では，歌書などの一字一句が重要視されていたので，一字一字をしっかりと表記することが必要となった（システム外的条件）。そこで定家は，平安末頃までに連綿の続き方がほぼ固定していた異体仮名について，例外をなくし，厳密に連綿の仕方を統一した上で，「異体文字遣」に利用した（システム内的条件）。連綿の使用を減らしながらも語句の境界を標示できる方法として，「異体文字遣」が選ばれたのである（「改新」の目的）。

1　はじめに

日本語書記史研究は，主として個別の事象の調査報告として進められてきた。今後これらの成果を統合し，一般化して跡づけるには，どのような方法が必要であろうか。

小松英雄(1998)は，具体例の処理を通して，書記テクストを日本語史研究の資料として利用する場合の方法論について論じている。「総説」に示された方法の実践例として，「第七章」では，草仮名文献『讃岐国司解端書』を解析し，書記は首尾一貫したテクストとして包括的に解釈すべきことが明晰に説かれる。「第七章」で示されるのは1つのテクストの包括的解釈（共時的研究）であるが，小松英雄（1998：10,24）によって示された次の2点を考慮に入れると，通時的研究のための方法論のヒントが得られる。

①書記は，読まれるため/読ませるための記録である。

②書記論/書記史を言語研究/言語史研究から独立した自律的領域として確立し，改めて両者の関係のありかたを確認する。

「読まれるため/読ませるため」に書記がうまく働くためには，書記自体がシステムと

して機能している必要がある。当然システムは，それ自体を「自律的領域」として考える必要があるので，書記史を考える場合，書記を成り立たせている手段としての，「システムの変遷」という視点が有効ではないか。つまり，それぞれの時代のシステムを共時的に捉えた上で，システムどうしを比べてみるのである。もしシステムに変更があるならば，その時代の間でシステムの「改新」[注1]が行われたということになり，書記史を無理なく捉えられるのではないだろうか。

加藤良徳（2000）では，藤原定家（1162～1241）以前における仮名文の書記システムの考察を行った。その結果によると，仮名文がシステムとして機能するにはまず，書記は「読みやすさ」を求めてなされていると考えなければならず，その上でさらに，次の2点が重要であることが明らかになった。

①「読みやすさ」を実現するために，書記上の単位として「文節」が採用されている。[注2]

②書記上の単位である「文節」を示すために，主として連綿が利用されている。[注3]

以上の観点からすると，定家以前の書記システムには変化はなく，一定している。しかし，定家の書記システムの段階になると，それ以前のシステムと比べて大きな違いがあることが分かっている。それは②に関して，定家は連綿以外にも，「異体文字遣」[注4]を「文節」を示す方法として利用していることである。[注5]それではなぜ，定家は書記上の単位である「文節」を示すために，連綿に加えて「異体文字遣」をも使うようになったのか。書記システムの「改新」をするほどの理由とは，どういったものなのであろうか。

「システムの変遷」という視点を導入すると，書記史を考えるための問題点が明らかになってくる。よって本稿では，定家による仮名文書記システムの「改新」という観点から書記史を考えることとし，以下の3点を明らかにすることを目指す。[注6]

①システムが「改新」されることにより，書記にどのような変化が生まれているか。

②「改新」を必要とするような，システム外（社会環境）的条件には何があったのか。また，そこから導き出される定家の「改新」の目的とは何か。

③「改新」を可能としたシステム内の条件とはどのようなものか。

以上3点を明らかにすることから，平安時代中期から鎌倉時代初期にかけての仮名文書記史を跡づけてみよう。

2　書記に生まれた変化

定家は仮名文書記システムの「改新」を行った。定家以前には「文節」を示すために連綿を使っていたのを，連綿に「異体文字遣」を加えることによって示す方式に変更したのである。それでは，そのような方式に変えることによって，書記システム内にはどのような変化が生まれているのであろうか。

まず，『古今和歌集』の仮名序冒頭部分について，元永本と伊達本[注7]とを連綿の仕方の点から比べてみよう。すると，元永本では「よろつの」となっている部分について，伊達

本では「よろ/つ/の」[注8]となっているように，どうやら伊達本よりも元永本の方が，連綿を用いている箇所が多いようである。そこで，加藤良徳(2000)でも扱っている巻子本『古今和歌集』，藤原俊成筆『古来風体抄』[注9]を加えた資料について，連綿箇所の量について調査してみよう。結果は以下の通りである。[注10]

作品名	総文節数	連綿箇所数	1文節箇所数
巻子本	1418	2694	1.9
元永本	1489	2053	1.4
俊成本	1261	2060	1.6
伊達本	1381	1574	1.1

(注意・総文節数とは，「文節」に区切った場合の全体の文節数，連綿箇所数とは，連綿されている箇所の合計数である。例えば，「やまとうたは」について「や/まと/うた/は」というように連綿がなされているとすると，文節数は1，連綿箇所数は2となる。1文節箇所数とは，1文節あたりの連綿箇所数のことで，(連綿箇所数÷総文節数)という計算式から導き出した値である。また，俊成本とは『古来風体抄』のことである。)

上の表によると，定家筆である伊達本が，元永本，俊成本と比べると500箇所ほど，巻子本と比べると1100箇所ほど，連綿箇所が少ないことが分かる。正確に把握するために，1文節あたりの連綿箇所数を出してみると，巻子本では1.9，元永本では1.4，俊成本では1.6であるのに対して，伊達本では1.1である。以上は散文についてのものなので，和歌についても見てみよう。[注11]

作品名	総文節数	連綿箇所数	1文節箇所数
元永本	4326	6752	1.6
俊成本	3282	5326	1.6
伊達本	4321	4676	1.1

以上の表によると，散文の場合と同様，定家筆である伊達本の連綿箇所が少なくなっていることが分かる。1文節あたりの連綿箇所数を出してみると，元永本1.6，俊成本1.6，伊達本1.1である。この結果は，元永本が散文より和歌で連綿を多く使っているが，俊成本，伊達本では散文とまったく同じ割合で，連綿を使っていることが分かる。

以上の結果により，連綿箇所数で定家と定家以前とを比べた場合，定家は連綿を使う箇所が少なくなっていることが分かる。しかし，ただ連綿箇所を少なくしただけでは，読み取りに支障をきたすはずなので，それ以前の仮名文の書記システムで連綿が担っていた機能の一部を，「異体文字遣」に肩代わりさせているのであろう。連綿の続きかたは「文節」以上にわたることはほとんどないので，定家と比べて連綿箇所が多くなっている定家以前の作品では，「文節」内部に，より多くの連綿を使って，「文節」を同定しやすくしているといえる。

定家以前では，連綿で区切られた小さな単位をまとめていって，「文節」単位で読みとっていたようである（加藤良徳（2000）参照）。それを定家は，「異体文字遣」を使うことによって，一気に「文節」の切れ目を標示することをはじめたといえる。すると，連綿の機能を小さくすることによる利点が当然あったはずであり，このような「改新」が必要だと感じさせるような書記システム外（社会環境）的条件もあったに違いない。また，そのような「改新」を可能とするような書記システム内（機能）的条件もあったはずである。そこで次に，書記システム外の条件，書記システム内の条件の面から，「改新」の目的を探ってみよう。

3 「改新」の目的とシステム外的条件

定家の書記上の工夫は，先学の研究によって多くが明らかになっている。それらの研究によると，定家は，意味を取りやすいように，また，定家が意図した意味を間違いなく読み取らせるように，書記上の種々の工夫を施している。例えば，菊池圭介（2000）によると，定家は送り仮名について，「用例の頻度も高く，名詞を派生させる役割をもつ連用形，そして，もっとも自然ないいきりをおこなう終止形」には送り仮名をつける頻度が低く，「これらとくらべて活用形としては特殊である《連用形・終止形とはことなる語形の活用形》」には必ず送り仮名をおくっている。また，「連用形と終止形（およびそれと同語形の活用形）は漢字を語尾まであててしまってかまわない」のに対して，「それ以外の活用形はできるだけ，かながきに」し，「漢字で書く場合もあてるのは語幹のみにする」ということを行っている。これなどは読み間違いがないように注意を払った工夫である。しかしなぜ，定家にはそこまでの注意が必要だったのであろうか。

このことは，当時の社会状況と関係づけて考えてみると，すんなり理解できる。当時定家は御子左家の一員として，六条家との間で歌学上の論争を行い，勢力争いを繰り広げていた（谷山茂 1939）。当時の歌壇では，歌書などの一字一句が重要視され，歌学書等で実証的な考察が行われている。実際，和歌本文の異なりが歌学上の論点とされる場合も少なくなかったようである。定家は，三代集の注釈書として『顕註密勘』（1221 年成立），『三代集之間事』（1222 年成立），『僻案抄』（1226 年成立）を書いているが[注12]，そこでは六条家のものの説（例えば清輔や顕昭）と師説（例えば父である俊成）とを対置し，批判することにより，家説を確立しようとしている。例えば『顕註密勘』では，『古今集』巻 2・101 番歌について，顕昭が「櫻花」としていることについて[注13]，以下のように述べている。

> 家本には，さく花はとかきたるうへは不及不審。なにの證本をももちゐず。家説はことわりのかなひ，歌のきゝよき説を執し侍也。（以下略）

そもそも定家の作り出した『古今集』証本は，定家の研究成果の結晶であり（片桐洋一 1994），『僻案抄』で定家が注釈を加えた語句の多くは，伊達本『古今集』では，異体仮名の補助字体[注14]によって強調され，注意が促されている（加藤良徳 1999）。

このような一字一句を重要視する態度は，浅田徹(1992)によって明らかにされたように，院政期以降，「一字も違へず」に書写することが行われるようになることからも確かめられる。その写本が「恣意を排した厳格な書写であることを他者にはっきりと印象づけ」，「それを自家の証本とすることにより他の歌人たちから抜きん出ようと」していたのである。

> 当時，歌人たちは歌壇内で自分の地位を高めようと努力し，微細な点まで自説をたてて他との差異を強調しようとしていた。多くの「難義」があらわれ，それに対する「秘事」「秘説」が乱立するが，やがてその中から古今伝授が儀式的形態を整えつつ立ち現れてくる。古今伝授（親から子への庭訓的なものでなく，他家の者への）の現在分かっている最古の例は俊成が保延四(1138)年に基俊から受けたものだが，このあと鎌倉初期までに少なからぬ例を算えることができ，それが宗匠家としての六条家・御子左家の形成上大きな意味を有したことは言うまでもなかろう。

このような社会状況の中で，定家の仮名文書記システムの「改新」は行われた。つまり，一字一句を正確に伝えるために一字一字をしっかりと表記することが必要となり，連綿の使用を減らす方策がとられたのである。定家の場合は極端ではあるが，笠嶋忠幸(1999)によると，その他の同時代の作品，つまり「平安時代末頃の作品」は，全体的に「連綿線の役割が衰え」，その代わりに「一字一字が明瞭ではっきりと独立して書かれるようにな」っている[注15]。また，古筆に親しんでいる人の間では，平安末期になると一括連綿の限界が下がるという感覚もあるそうである[注16]。このように考えてくると，システム外的条件として，時代が連綿を短くすることを要請していたことは明らかであろう。

だが，「日本語の散文を表記するため」には，「連綿や墨継ぎなどによって語句の境界を明示」(小松英雄（1998：275)）する必要があった。つまり，「一字」の大切さと「語句の境界を明示」することとの間で綱引きが行われることになるのである。しかし，この状況をうまく乗り切れる方法があった。それが「異体文字遣」である。「異体文字遣」は，文節頭もしくは文節末を標示できるので，文節内部で使う連綿の数を減らすことが出来る。「語句の境界を明示」しながら，一字一字をしっかりと表記することができる方法として，「異体文字遣」は取り入れられたのである。

4 「改新」を可能としたシステム内的条件

以上により，「改新」の目的とシステム外的条件とは確認できた。しかし，いくらシステム外に必要があったとしても，それを可能とするようなシステム内的条件が整っていなければ，「改新」はなし得ない。そこで最後に，そのような「改新」を可能とした書記システム内的条件を確認してみよう。

「異体文字遣」に利用される異体仮名について，矢田勉(1995)は，「仮名字体に伴った性格や書記者の個人的嗜好を原因とする」もので，例えば文節頭に用いられる異体仮名

の［か］には，「字体そのものが位置に関する制約を根源的に伴っていた」とする。しかし調査段階の印象では，各時代・各分野で，異体仮名に伴う性格にも違いがありそうである。そこで，「異体文字遣」に利用される異体仮名について，文節の位置の面と連綿の仕方の面から，性格を考察してみよう。

加藤良徳（1998）では，藤原定家が用いている「異体文字遣」として，次の11の異体仮名をあげている。

文節頭を示すもの［か・志・堂・止・布］
文節末を示すもの［須・那・に・二・八・盤］

定家によって「異体文字遣」に利用されている異体仮名は，定家の時点では「位置に関する制約」が与えられているのではあるが，定家以前の時点ではどうだったのであろうか。平安時代以降の（主として）和歌資料について検討してみよう。対象資料は以下のものを扱い，書写の時期により大きく三つに分け，定家の伊達本『古今和歌集』（前から500首[注17]）とくらべる。調査は，文節の位置と，連綿の続き方に絞って行うこととする。

Ⅰ期・高野切『古今和歌集』第1種，第2種，第3種
現存最古の『古今和歌集』の写本で，3つの書風から第1種，第2種，第3種に分類される。『日本名筆選　高野切』（二玄社）を使用するが，解説（古谷稔）によると，10世紀初頭から11世紀半ば頃の書写である。

Ⅱ期・伝藤原公任筆『古今和歌集』，元永本『古今和歌集』，巻子本『古今和歌集』
公任本は，平安時代唯一の完本であった元永本と並び，全20巻を完存する『古今集』として価値が高い。『伝藤原公任筆　古今和歌集』図版編（上・下）（旺文社）を使用するが，解説（小松茂美）によると，1112年前後の書写である。元永本とともに定家の500首目までを扱う。巻子本は仮名序を扱う。

Ⅲ期・藤原俊成筆『古来風体抄』，藤原伊行筆『和漢朗詠集』
『古来風体抄』は下巻の和歌398首を扱う。藤原伊行（～1175）は能書家として有名で，俊成・定家とは時代的にも重なる。『藤原伊行　葦手下絵本和漢朗詠集』（日本名跡叢刊　二玄社）を使用し，全和歌を扱う。

調査結果をまとめると，表1のようになる。まず定家の伊達本の結果を見てみると，「異体文字遣」（文節の位置による使い分け）と連綿の仕方とに相関関係があることが分かる。例えば，文節頭を示す異体仮名の［志］は，59例中58例が文節頭の用例であるが，連綿の仕方もそれに連動しており，上から連綿が続いている例はなく，連綿する場合はすべて下にのみ連綿されている。また，文節末を示す［に］の場合も，14例すべてが文節末の用例であるが，それに連動して，連綿する場合はすべて上から続いている。このように定家の場合，「異体文字遣」と連綿の仕方とは連動し，ほぼ徹底されている。

表1

		高野切1			高野切2			高野切3			公任本			巻子本			元永本			和漢朗詠集			古来風体抄			伊達本		
①	か	10	2	0	19	3	0	3	2	1	11	3	0	17	7	0	79	12	3	9	7	2	39	2	0	121	7	0
		9	0	0	5	0	0	3	0	0	10	0	0	16	0	0	51	3	0	6	1	1	7	0	0	24	0	0
		12			22			6			14			24			94			18			41			128		
	止	3	0	0	18	10	1	4	9	7	54	35	0	8	1	0	11	2	1	33	21	2	74	216	100	12	3	0
		2	1	0	26	0	0	14	1	4	80	0	0	9	0	0	10	1	0	36	0	0	180	21	16	9	0	0
		3			29			20			89			9			14			56			390			15		
	に	0	0	3	1	8	27	0	5	20				0	10	34	8	44	136	0	32	73	0	3	10	0	0	14
		0	0	2	1	5	29	4	1	17				0	2	38	2	10	138	0	2	98	0	1	11	0	0	10
		3			36			25						44			188			105			13			14		
	盤	1	0	9	0	0	18	1	0	1				1	2	10	4	5	9	0	1	27				0	0	8
		0	0	7	0	0	15	0	0	0				1	0	8	1	1	7	0	0	13				0	0	5
		10			18			2						13			18			28						8		
②	志	3	1	1	1	0	5	1	1	2	87	61	25	11	2	0	27	2	4	23	2	2				58	1	0
		4	1	0	1	1	4	1	0	2	117	18	7	11	2	0	25	1	1	18	0	3				35	0	0
		5			6			4			173			13			33			27						59		
	須	0	5	0	4	7	1	3	1	3	2	44	56	5	8	8	15	48	25	0	2	6	5	51	24	0	3	6
		1	4	0	4	6	0	2	1	3	6	26	67	3	6	11	14	29	25	0	2	3	2	33	47	0	0	4
		5			12			7			102			21			88			8			80			9		
	堂	0	0	1				0	0	1	59	40	0	2	11	9	14	41	5							29	1	0
		1	0	0				1	0	0	88	3	0	4	6	12	16	23	17							14	0	0
		1						1			99			22			60									30		
	那	3	5	4	12	46	16	8	32	8	56	189	96	7	31	1	31	100	25	9	33	44	50	138	90	0	1	6
		2	3	7	4	9	53	7	9	24	8	126	199	4	18	12	30	35	75	0	12	74	3	86	184	0	0	5
		12			74			48			341			39			156			86			278			7		
	布	1	0	0	0	1	2							5	1	1	26	11	5	26	1	0	1	0	0	83	4	0
		0	0	0	0	0	3							6	0	1	28	3	5	24	2	0	1	0	0	74	4	0
		1			3									7			42			27			1			87		
③	二										17	30	52	3	12	6	8	20	11							0	0	2
											27	0	37	7	4	0	14	7	3							0	0	0
											99			21			39									2		
	八	1	0	1				0	0	1	2	25	55	4	2	8	9	11	49	5	1	7	1	27	211	5	40	122
		0	0	0				0	0	0	19	1	1	5	0	0	13	0	0	0	0	0	9	0	15	27	5	5
		2						1			82			14			69			13			239			167		

文節頭	文節中	文節末
下に連綿	上下とも連綿	上から連綿
全用例数		

注意・左端は連綿の仕方の変遷から分類した①から③，その右は各異体仮名。
・上段は各文献名。
・太枠内の数字は，左の項目に従った用例数を示している。
・太枠上段は，文節内での位置による用例数の違いを示す。
・太枠中段は，連綿の仕方からみた用例数，太枠下段は全用例数を示す。

次に，定家以前と定家との結果を比べてみよう。まず定家以前について「異体文字遣」の面から見てみると，あまりはっきりした使い分けはなされていない。確かに，高野切第1・2種，公任本，巻子本，古来風体抄の異体仮名［か］や，巻子本，元永本，和漢朗詠集の［志］のように，ある程度傾向として現れているものもある。しかし，そういった異体仮名でも，和漢朗詠集の［志］の文節末の2例のように，例外の用例も多く見受けられることから，定家ほどはっきりした使い分けとは認められないことが分かる。

次に連綿の続き方の面から見てみよう。すると，同じ異体仮名でも時期により連綿の仕方にばらつきがあることが分かる。例えば，［か］などは全時期を通じて下に連綿する異体仮名としてほぼ一定しているのに対して，［那］は，上から連綿が続く異体仮名としての傾向を示し始めるのはIII期以降である。そこで，連綿の仕方の変遷から，異体仮名を①から③に分けて考えてみることにしよう。

①全時代を通してほぼ一定［か，止，に，盤］

これらの異体仮名は，連綿の仕方からみた場合，下に連綿するか（［か，止］），上から連綿するか（［に，盤］）で，それぞれ古くから使い分けが固定されている。例えば，高野切第２種の［止］は，連綿している26例すべてが下に続く用例となっているし，高野切第１種の［盤］は，連綿している７例がすべて上から連綿している用例である。使い分けの傾向の見られない古来風体抄の［止］のような例外もあるが，その他は，すべての時期を通して使い分けが固定されている。

しかし，注意が必要なことも２点ある。１点目は，［止］の異体仮名に顕著に現れているように，定家以前では，「異体文字遣」と連綿の続き方との間に，相関関係がほとんどないということである。例えば公任本では，連綿の用例は80例あり，すべてが下にしか連綿していないにもかかわらず，それは「異体文字遣」には反映されず，文節頭の用例に加えて文節中の用例も多くなっている。

２点目は，定家ほど連綿の続き方が厳密には守られていない，ということである。例えば，『和漢朗詠集』の［か］のように，８例中６例は下に連綿する用例だが，上から連綿が続く例，上下ともに連綿する例なども各１例ずつ見いだせている。同様の例は，［止］における高野切第１・３種，元永本，古来風体抄のように，多数見いだせる。

②徐々に統一［志，須，堂，那，布］

②の異体仮名は，下に連綿する異体仮名（［志，布，堂］），上から連綿する異体仮名（［須，那］）として，連綿の続き方が固定されるようになるまでには差があり，時代が下るに従って徐々に統一されている。

［志］は，Ⅰ期では分からなかった使い分けが，例えばⅡ期の巻子本で上から連綿する用例がなくなることに典型的に示されているように，Ⅱ期以降連綿の仕方がほぼ統一されている。また［布］についても，Ⅰ期の高野切第２種では連綿の用例がすべて上から続いており反対だったものが，Ⅱ期以降連綿の仕方が下に連綿するものとしてほぼ統一されている。

［那］は，Ⅲ期の和漢朗詠集で下に連綿する用例がなくなることに典型的に示されているように，Ⅲ期以降ほぼ上から連綿する異体仮名として統一され，［須］もやはり，和漢朗詠集で下に連綿する用例がなくなり，Ⅲ期以降で統一されている。［堂］はⅢ期の用例がないのではっきりしないが，Ⅱ期の公任本で上から連綿が続く用例がなくなっており，Ⅱ期以降統一されたと考えられる。

③例外［二，八］

［二］は伊達本自体の用例が少なく，連綿もされていない。また，［八］は定家自体に

「異体文字遣」と連綿の面で相関関係がなく判断できないので，例外としておく。

以上の考察から，以下の3点が明らかになった。

- 連綿の続き方には，各時代により違いがあるが，時代が下るに従って統一する傾向にある。
- 定家には「異体文字遣」と連綿の続き方との間に相関関係があるが，定家以前では相関関係はほとんど見られない。
- [か]のように，古くから連綿の続き方がほぼ固まっている異体仮名でも，定家のようにそれが厳密に守られてはおらず，少ないながらも例外があるものが多い。

定家は，連綿の続き方が固まっているものを使い，連綿の続き方に連動させることによって「異体文字遣」を行っている。連綿の続き方が定まってきている異体仮名を，より厳密化した上で「異体文字遣」に使うのである。つまり書記システム内の条件として，定家の頃までに連綿の続き方が固まってきている状態があったおかげで，連綿の続き方を利用して「異体文字遣」を行い得たのである。「異体文字遣」を利用しない場合では，「文節」を効果的に指し示すという面から見ると，連綿が切れてしまうことは欠点でしかなかったはずである。だから定家以前の段階においては，連綿の仕方がほぼ固まってはいても，定家のように厳密に続き方が守られることはなく，多少無理をして連綿を続けた実態が，表1の例外の数字として現れているのであろう。しかし，「異体文字遣」の場合，続き方（従って切れ方）が統一しているのであれば，連綿が切れる欠点は，反対に大きな利点となる。定家は，それ以前の段階で書記システム内の欠点とみなされてしまうものをうまく利用することにより，書記システムの「改新」を行うことができたのである。

5　まとめと課題

以上，藤原定家による仮名文書記システムの「改新」の目的について，書記システム内およびシステム外（社会環境）的条件を明らかにすることを通して解明してきた。そしてその過程で，今後の課題も明らかになってきた。

万葉の時代には一字一字ばらばらに表記していたので，読み取りが難しく，音数律の助けを借りる必要があった仮名が，連綿の力によって散文も書記できるようになった。このことは，異体仮名と連綿とは本質的に結びついており，システムとしては分けて考えることができないことを示している。定家の時代が，連綿を抑える方向に向かったのだとすると，仮名文書記において，異体仮名の選択にはどのような影響があったのであろうか。異体仮名どうしの連綿の相性の問題，何らかの音声的な単位との関連はあるのかという問題等を含めて，連綿がどのような状況のもとで用いられているかを，システムの面から考察する必要があるだろう。

本稿の考察は，あくまで和歌を中心とした一時期・一分野での話である。書記システムの「改新」は数多く起こりうるし，その後の「採用」の仕方も一様ではありえない。各時代・各分野に注意しながら，それぞれの段階での「改新」，「採用」の問題を考察していく必要がある。そしてその場合，書記をシステムとしてとらえ，システム内的条件・システム外的条件を洗い出し，「改新」の目的を探ることによって書記史を考えていく方向性も，必要ではないだろうか。

注1　コセリウ(1981：60)は，言語変化を二つの段階に分けて考えている。まず，「話し手によって話されたこと」が「言語の中の既存のモデルから外れる」段階（改新）と，「聞き手の側が，その後の表現のためのモデルとして，ある改新を受容す」ることで，変化が広がっていく段階（採用）とである。本稿では，定家によるシステムの変更を「改新」の段階として捉え，この用語を用いることとする。

注2　ここでいう「文節」とは，システムとして機能している単位であって，当時の人たちに「文節」という概念があったということは意味しない。

注3　小松英雄（1998：69）は「効率的に読み解ける散文を綴るには，漢字を多用するか，分かち書きを導入するか，あるいは，その両方が必要であった」とする。仮名文の場合は最後のケースに近いので，少ないながらも，漢字も語句の切れ目を標示する機能を持っていたと考えられる。

注4　「異体文字遣」とは異体仮名の上下の位置による使い分けのことを示す，私が考えた用語である。「異体文字遣」の記載は，『悦目抄』に「上にかゝさる二，上下わかさるに，下にかゝぬか……」というようにあるが，具体的には加藤（1998）を参照。

注5　加藤良徳（1998,1999）参照。

注6　コセリウ（1981：167）の以下の部分を参照。
個々の場合に提起すべきは，「これこれの変化はなぜ[どのような経験的に客観的な状況によって]生じたか」ではなく，「私はこのような体系を用いあれこれの歴史的状況の中に身をおいて，何のために[どのような目的性をもって]AをBに変化させ，Cという要素を廃棄し，あるいはDという要素を創造するのか」という問いでなければならない。

注7　伊達本『古今和歌集』は定家自筆の古今和歌集のうちの1本であり，汲古書院の影印本を使用する。元永本『古今和歌集』は『古今和歌集』の仮名序および全20巻を完存する本として最古の筆になるもので，元永3(1120)年の奥書を有する日本書道史上有名なものであり，『日本名筆選　元永本古今集』（二玄社）を使用する。

注8　連綿の切れ目は半角「/」で示すこととする。以下同じ。

注9　巻子本は日本名跡叢刊『巻子本古今集』（二玄社）を使用。解説（古谷稔）によると巻子本は，11世紀最末期から12世紀初め頃の書写で，元永本の書写者と同筆であると推定されている。また，藤原俊成（1114～1204）は定家の父であり，俊成筆『古来風体抄』は『冷泉家時雨亭叢書　古来風体抄』（朝日新聞社）を使用する。

注10　巻子本，元永本，伊達本は仮名序全体を対象とし，『古来風体抄』は，上巻の散文部分について，仮名序と同程度の分量について考察の対象とする。

注11　対象資料としては，伊達本『古今和歌集』の前から500首，俊成の『古来風体抄』の下巻

（千載和歌集までの勅撰集の抄出歌を中心に構成）の和歌 398 首を扱う。元永本『古今和歌集』は定家の 500 首目までのものに合わせるが，伊達本と比べると和歌に増減がある。巻子本は現存している和歌の数が少ないので考察から除く。

注 12　川平ひとし（1983），藤平春男（1997）参照。

注 13　引用は，『日本歌学大系』別巻五（風間書房）「顕註密勘抄」（p 156）による。

注 14　異体仮名のうち，特別の制約が加わらない場合に使用されるものを「基本字体」，視覚的変化を与える目的で使用されるものを「補助字体」とする。詳しくは小松英雄（1998：140）参照。

注 15　連綿が抑制される傾向については，笠嶋忠幸（1999）も，「読みやすさ」への配慮の結果だとしている。

注 16　私信での浅田徹氏のご教示による。

注 17　『古今集』には部立があるため，本来は前から 500 首に限らず全数調査をすべきであるが，今回のような調査方法でも結論が変わることはないと思われる。

参考文献

浅田徹(1992)「「不違一字」的書写態度について」『中世和歌　資料と論考』(明治書院)

エウジェニオ・コセリウ(1973)，田中克彦・かめいたかし共訳(1981)『うつりゆくこそことばなれ』(クロノス)

笠嶋忠幸(1999)「丸文字ならではの読みやすさ」『美のしおり――出光コレクションの名品から――』(出光美術館)

片桐洋一(1994)「解題」『冷泉家時雨亭叢書　古今和歌集』(朝日新聞社)

加藤良徳(1998)「定家仮名遣再考」『名古屋大学国語国文学』82

加藤良徳(1999)「藤原定家の異体仮名の用法」『國語と國文学』907

加藤良徳(2000)「連綿の機能からみた仮名文の書記システム」『名古屋大学国語国文学』86

川平ひとし(1983)「『三代集之間事』読解」『跡見学園女子大学国文学科報』11

菊池圭介(2000)「藤原定家自筆かな文献における動詞表記について――いわゆる「おくりがな」を漢字とかなの使用法の中に位置づけて考える――」『国語国文学論考』(笠間書院)

小松英雄(1998)『日本語書記史原論』(笠間書院)

谷山茂(1939)「歌合をめぐる六條家と御子左家」『国語・国文』9-4

藤平春男(1997)『藤平春男著作集第 2 巻　新古今とその前後』(笠間書院)

矢田勉(1995)「異体がな使い分けの発生」『築島裕博士古稀記念　国語学論集』(汲古書院)

――名古屋大学大学院生――

(2000 年 9 月 11 日　第一稿受理)
(2000 年 12 月 7 日　最終稿受理)